

遠賀郡消防本部消防長 様

住 所

氏 名

連 絡 先

（法人その他の団体にあつては、名称、事務所
又は事業所の所在地及び代表者の氏名）

情 報 公 開 請 求 書

遠賀・中間地域広域行政事務組合情報公開条例（第9条・第13条）の規定により、次のとおり情報の公開を請求します。

情報の件名又は内容 （該当する番号を○ で囲んで下さい）	1 一 般 情 報 2 自 己 情 報	
公開方法の区分 （該当するものを○ で囲んで下さい）	1 閲 覧	2 視 聴 3 写しの交付
本人確認	1 運転免許証 2 旅 券 3 組合職員の確認 4 その他	
	確 認 者	印

情報公開条例第6条第1項第4号(法人情報) のただし書きに該当する場合には、請求の理由又は目的が判断出来る書類を提出すること。（様式は任意）

（第6条第1項第4号 以下抜粋）

第6条 実施機関は、情報の公開請求があつたときは、公開の請求に係る情報に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該情報を公開しなければならない。

- (4) 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公開することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、公開することが必要と認められる情報
 - イ 住民の生活に影響を及ぼす違法又は不当な行為に関する情報であつて、公開することが必要と認められるもの
 - ウ ア又はイに掲げる情報に準じる情報であつて、公開することが公益上必要と認められるもの